

各位

会 社 名 株式会社アサンテ

代表者名 代表取締役社長 宮内征

(コード番号:6073 東証プライム)

常務取締役管理本部長

問合せ先 兼 経営企画部長 中尾 能之

(電話番号:03-3226-5511)

自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2024年8月20日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議し、2024年8月21日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2024年9月18日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けの終了をもって、2024年8月20日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

また、本公開買付けにより、本公開買付けの決済開始日である 2024 年 10 月 11 日をもって、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に異動がありますので、併せてお知らせいたします。

記

- I. 本公開買付けの結果について
 - 1. 買付け等の概要
 - (1)公開買付者の名称及び所在地 株式会社アサンテ 東京都新宿区新宿一丁目 33 番 15 号
 - (2) 買付け等をする上場株券等の種類 普通株式
 - (3) 買付け等の期間
 - ① 買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。) 2024年8月21日(水曜日)から2024年9月18日(水曜日)まで(20営業日)
 - ② 公開買付開始公告日 2024年8月21日(水曜日)
 - (4) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金1,532円

(5) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 (公開買付代理人)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

② 決済の開始日2024年10月11日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株 券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方(以下「応募株主等」と いいます。)(外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。) の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

- (注) 本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について
 - (※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご相談いただき、ご 自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315% (所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。)第9条の3に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、2023年10月1日以後に支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所 得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等 について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、2023年10月1日以後、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限る)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	1, 375, 000 株	一株	1, 250, 000 株	1, 250, 000 株

- (2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。
- 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社アサンテ 本店 東京都新宿区新宿一丁目33番15号 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

Ⅱ. 自己株式の取得終了について

- 1. 取得の内容
- (1)取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数 1,250,000 株
 - (注)発行済株式総数に対する割合 10.12% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (3) 株式の取得価額の総額 1,915,000,000円
 - (注)上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸費用は含まれておりません。
- (4) 取得した期間 2024年8月21日(水曜日)から2024年9月18日(水曜日)まで

(5) 取得方法 公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2024年8月20日開催の取締役会の決議による会社法第165

条第3項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する2024年8月20日開催の取締役会の決議内容

(1) 取得する株式の種類 普通株式

(2) 取得する株式の総数 1,375,100株(上限)

(注)発行済株式総数に対する割合 11.14% (小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額 2,106,653,200円(上限)

(4) 取得することができる期間 2024年8月21日 (水曜日) から2024年10月31日 (木曜日) まで

Ⅲ. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

当社は、2024年8月21日から2024年9月18日までを公開買付期間とする本公開買付けを実施しておりましたが、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の株式会社ムネマサ(以下「ムネマサ」といいます。)からその所有する当社の普通株式の全部である1,250,000株について応募があり、当社は、当該応募株券等のすべてを取得することとなりました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、本公開買付けの決済開始日である 2024 年 10 月 11 日付で、ムネマサは当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

名称	株式会社ムネマサ
所在地	東京都杉並区永福一丁目 39 番 23 号
代表者の役職・氏名	代表取締役 宗政ヨシ
事業内容	有価証券の保有並びに運用
資本金	125 百万円

3. 異動前後における当該株主の議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	12,500 個 (1,250,000 株)	11.67%	第1位
異動後	_	_	_

- (注1) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2024 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 12,348,500 株から議決権を有しない株式数 1,635,800 株を控除した株式数 10,712,700 株に係る議決権の数である 107,127 個を基準として算出しております。
- (注2)総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注3) 大株主順位については、2024年3月31日現在の株主名簿による株主順位に基づくものです。
- (注4) 当社自己株式は議決権を有していないため大株主から除外しております。

4. 異動予定年月日

2024年10月11日(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

上記の当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動による当社の業績に与える影響はありません。

以 上